

熊本県地下水と土を育む農業の推進

熊本県地下水と土を育む農業推進条例

- **定義**
(地下水と土を育む農業とは以下の取組を行う農業)
 - ・土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組
 - ・家畜排せつ物を使用した良質な堆肥生産及び流通取組
 - ・飼料米等の生産および湛水等水田の有効寄与取組

- **基本理念**
 - ・農業者が主体的に取り組むこと及び農業者等が安定的かつ容易に従事
 - ・県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働
 - ・地下水と土を育む農業及びそれにより生産される農産物に対する県民の理解
 - ・地下水と土を育む農業により生産される農産物の流通又は販売を促進し、消費者が容易に入手

- **関係者の責務・役割**
 - (県の責務)
施策の策定及び実施、市町村との連携
 - (農業者等の努力)
地下水と土を育む農業への主体的な取組
 - (農産物販売業者の努力)
地下水と土を育む農業で生産された農産物の供給
 - (県民の役割)
地下水と土を育む農業に対する理解及び生産された農産物の自主的な利用

基本的施策

- 県民と協働した運動の展開
- 土づくりを基本とした化学肥料及び農薬の削減等
- 家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通の推進
- 飼料用米等の生産及び湛水等の水田の有効活用の推進
- 技術開発等

県民会議

- 地下水と土を育む農業推進県民会議

第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画（R2～R6）

基本目標

本県の宝である地下水と土を50年先、100年先の未来に引き継ぐ

目指す姿（概ね20年後）

地下水と土が良好な状態に維持され、農業者が安心して安定的に農業を営んでいる

- 地下水の質・量の指標が良好な状態を維持している。
- 土壌が作物にとって健全に生育できる良好な状態を保っている。
- 県民が「地下水と農業」の関係を理解し応援している。

施策の展開

基本的推進方策
5本の柱

I 県民運動の展開

II グリーン農業の推進

III 良質な堆肥生産と流通

IV 水田湛水の推進

V 試験研究及び技術の普及

具体的施策

- ①県民会議による県民運動の展開
- ②広い世代への理解促進
- ③販売・購入機会の拡大

- ①グリーン農業の生産拡大
- ②グリーン農業の高度化
- ③グリーン農業の取組みの見える化

- ①良質な堆肥の生産推進
- ②堆肥の広域流通の推進

- ①水稻の作付拡大
- ②白川中流域における水田湛水の拡大
- ③かん養効果の高い地域における水田湛水の拡大

- ①地下水と土を育む農業を支える試験研究
- ②地下水と土を育む農業を支える技術の普及

取組主体

県民会議メンバー、企業、農業者、農業団体、県民、マスコミ、県

市町村、農業団体、農業者、地下水財団 県 等

畜産農家、耕種農家、農業団体、県、市町村

地下水財団、農業者、農業団体、地下水採取企業、国、県、市町村等

地下水財団、市町村、大学、県等

推進体制

